

# 平成20年 登米市成人式実行委員募集

市では、平成20年1月13日(日)に開催する成人式の企画・運営などに参加してもらう実行委員を募集しています。8月から月1回程度、実行委員会を開催する予定です。

**【対象者】** 平成20年成人式の対象者(昭和62年4月2日から昭和63年4月1日生まれの人の人)

**【募集人員】** 20人程度  
※多数の場合は選考を行います。

**【応募締切】** 7月31日(火)

**【申込方法】** 直接または電話で、教育委員会生涯学習課または最寄りの公民館に申し込んでください。その際、氏名、住所、電話番号をお知らせください。

**【申し込み・問い合わせ】**  
教育委員会生涯学習課  
生涯学習係  
☎0220(34)2698  
各地区公民館



▲平成19年の成人式の様子

## 登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進市民会議委員募集

市では、市民の声を市政に反映させ、市民と行政による協働のまちづくりと男女共同参画社会の形成を計画的に実施していくため、「登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進市民会議」の委員を募集します。

- 【募集人員】** 6人以内
- 【応募資格】**
- ①登米市内に住所を有し、現に居住している人
  - ②登米市のまちづくりに関心のある人
  - ③公共性の観点から意見の述べられる人
  - ④登米市の職員および市議会議員でない人
- 【任期】** 委嘱の日から2年間
- 【役割】** 登米市が目指す市民と行政による協働のまちづくりや男女共同参画社会形成の推進について、意見を述べること。
- 【組織】** 学識経験者、市民活動団体の関係者、公募(6人以内)の12人以内の委員で構成されます。
- 【応募方法】**
- 次の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を郵送または持参により、企画部市民活動支援課(迫庁舎2階)に提出してください。
- なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。
- (ア)住所・氏名・電話番号・性別・生年月日  
(イ)職業・勤務先
- (ウ)経歴(職歴・学歴など参考となる事項)
- (エ)地域での活動状況
- (オ)応募した理由
- ※応募申込書は、各総合支所地域生活課および企画部市民活動支援課に備え付けてあります。任意の様式でも可とします。
- ※作文は「協働のまちづくりについて」と「男女共同参画社会の実現を目指して」と題した二つについて、それぞれ400字程度にまとめたもの。様式の定めはありませんので、原稿用紙などを使用してください。
- 【応募期間】** 7月20日(金)～8月3日(金) 必着  
※郵送の場合は当日消印有効
- 【選考結果】** 後日、応募者全員に通知します。
- 【応募先・問い合わせ】**  
〒987-0511  
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
企画部市民活動支援課  
☎0220(22)2173

さとの 佐藤 達 常設展示室 オープン

世界で活躍している登米市出身の造形作家「佐藤達」さんから寄贈された作品を一般公開するものです。

**【名称】** Satoru Sato Art Museum  
**【場所】** 中田生涯学習センター3階  
**【開館日】** 7月29日(日)から  
**【開館時間】** 午前9時～午後5時  
**【入場料】** 無料  
**【問い合わせ】**  
教育委員会中田事務所(中田生涯学習センター内)  
☎0220(34)8081

7月29日執行 参議院議員通常選挙

投票時間：午前7時～午後7時

今回の投票時間は、通常よりも1時間繰り上げて午後7時までとなります。  
棄権することなく投票しましょう。

**【問い合わせ】**  
市選挙管理委員会事務局 ☎0220(22)2198

## ごみに関する奨励金・補助金制度

ごみの減量や環境美化意識の高揚と計画的なごみ収集を進めるために補助金を交付します。

- ◇資源ごみ回収報奨金  
子ども会、PTA、婦人会などの団体が、資源ごみ(空き缶、古紙など)を回収し、ごみ回収業者などに売却した場合、報奨金が出ます。  
▶資源ごみ=空き缶、空き瓶、鉄くず、布類、古紙、ダンボールなど  
▶奨励金額=売却代金の10%
- ◇生ごみ処理容器等購入補助金  
生ごみ処理機やコンポストを設置した世帯に補助金が出ます。  
▶交付額  
①生ごみ処理機 購入金額の1/2(限度額3万円)  
②コンポスト 購入金額の1/2(限度額3,000円)
- ◇ごみ集積所設置費補助金  
行政区がごみ集積所を設置した場合、補助金が出ます。  
▶交付額  
①設置経費が6万円までは全額補助  
②設置経費が6万円を超え12万円までは、(設置経費-6万円)×1/2+6万円  
③設置経費が12万円以上は9万円  
※いずれの補助金も予算に限りがありますので、お早めに各総合支所地域生活課までお申し込みください。  
**【申し込み】**  
各総合支所地域生活課 地域係  
**【問い合わせ】**  
市民生活部環境課 生活環境係  
☎0220(58)5553  
各総合支所地域生活課 地域係



## 土地開発を予定している人へ

市では、秩序ある土地開発を目指して「登米市開発指導要綱」を定めています。

開発行為を行う個人または法人で、次に該当する場合は、この要綱に基づいた市長との事前協議が必要となります。

また、面積によっては県の許可が必要となりますのでご相談ください。

**開発行為とは**  
目的を問わず、切土、盛土、整地、地目変更などによる土地の区画形質の変更をいいます。

**適用範囲は**

- ①開発する土地の面積が、1000㎡以上のもので、
- ②連続した土地において、1000㎡未満の開発行為

**【問い合わせ】**  
建設部都市計画課  
都市整備係  
☎0220(34)2446

**適用除外となるものは**

- ①区画整理組合および公社が行う事業。
- ②農業、林業および漁業を営む個人または団体がその生産活動上必要な開発事業(農業用施設など)。

※ただし、畜産事業の用に供する場合は除きます。

8月1日は「夏の省エネ総点検の日」

夏場は、エアコンの使用などで電気の使用量が増える時期です。  
冷房中の室温は28度を下回らないように設定する、照明はこまめに消すなど、家庭や職場での省エネに心掛けましょう。